

「移転価格に関する取組状況確認のためのチェックシート」記載要領

各欄は、次により記載してください。

- I 「作成日」欄には、「移転価格に関する取組状況確認のためのチェックシート」を記入した日を記載してください。

- II 「法人名」欄のうち「(部署)」欄には、「移転価格に関する取組状況確認のためのチェックシート」の記載を担当した部署名を記載してください。なお、原則として税務担当部署での記載をお願いします（社内の体制等により、他の部署で確認することが適当な質問については、その部署で記載していただくか、又はその部署に問い合わせた上で税務担当部署が記載していただくか、どちらでも結構です。）。

- III 「作成者」欄のうち「(役職)」欄には作成に当たった方の役職を、「(氏名)」欄には氏名を記載してください。

- IV 「4」～「1」のチェック欄には、原則として、各項目の自社における認識状況、実施状況に応じ、次の基準によりチェックしてください。
 - 「4」・・・十分認識している、知っている、実施している、設置している など
 - 「3」・・・概ね認識している、概ね知っている、概ね実施している、概ね設置している など
 - 「2」・・・認識しているが十分ではない、知ってはいるが十分ではない、実施が不十分である、設置しているが不十分である など
 - 「1」・・・認識していない、知らない、実施していない、設置していない など

- V 各項目の解説は次のとおりです。

1 移転価格税制についての認識

(1)	税務担当部署に、日本における移転価格税制の概要（移転価格税制適用対象取引、国外関連者の範囲、独立企業間価格算定方法等）を知っている方はいますか。（知っている方がいない場合は「1」をチェック。知っている方がいる場合はどの程度知っているかに応じてIVを参考にチェックしてください。）
(2)	税務担当部署に、平成28年度税制改正により導入された「移転価格に係る文書化制度」の概要を知っている方はいますか。（知っている方がいない場合は「1」をチェック。知っている方がいる場合はどの程度知っているかに応じてIVを参考にチェックしてください。）
(3)	税務担当部署に、関連法人が所在する国における移転価格税制の概要（移転価格税制適用対象取引、国外関連者の範囲、独立企業間価格算定方法等）を知っている方はいますか。（知っている方がいない場合は「1」をチェック。知っている方がいる場合はどの程度知っているかに応じてIVを参考にチェックしてください。）

(4)	税務担当部署に、関連法人が所在する国における移転価格に係る文書化規定を知っている方はいますか。（知っている方がいない場合は「1」をチェック。知っている方がいる場合はどの程度知っているかに応じてIVを参考にチェックしてください。）
(5)	税務担当部署に、移転価格税制を理解して独立企業間価格の算定を行うことができる方はいますか。（できる方がいない場合は「1」をチェック。できる方がいる場合はどの程度外部専門家の補助が必要かに応じてIVを参考にチェックしてください。）
(6)	税務担当部署に、事前確認制度の概要（事前確認の種類（相互協議を伴う事前確認と我が国のみによる事前確認）、事前相談及び事前確認の手続、関連法人が所在する国における事前確認制度等）を知っている方はいますか。（知っている方がいない場合は「1」をチェック。知っている方がいる場合はどの程度知っているかに応じてIVを参考にチェックしてください。）
(7)	税務担当部署に、日本と関連法人が所在する国との間における二重課税を解消するための、租税条約に基づく税務当局間の相互協議のほか、国内法による争訟手続（再調査の請求、審査請求、訴訟）の概要を知っている方はいますか。（知っている方がいない場合は「1」をチェック。知っている方がいる場合はどの程度知っているかに応じてIVを参考にチェックしてください。）

2 トップマネジメントの関与

(1)	社内の組織体制として、トップマネジメント（代表取締役、代表執行役をはじめ、会社の業務に関する意思決定を行う上層部の方々に、全社的な指示をすることができる役職の方を想定しています。）が、移転価格に関する問題（取引価格の設定や独立企業間価格の設定等）に対する関与を行い、最終的に承認を行う体制になっていますか。
(2)	トップマネジメントは、移転価格ポリシー（取引価格の設定方法、独立企業間価格の算定手法、利益率・利益配分の検証方法等の移転価格に対する方針）を定める際に承認していますか。
(3)	社内の組織体制として、日々の業務において移転価格に関する問題（取引価格と独立企業間価格との乖離等）が発生した場合や発生が予想される場合に、トップマネジメントが報告を受ける体制になっていますか。
(4)	過去に移転価格に関する調査を受けたことがある場合に、その調査の内容について、トップマネジメントが理解していますか。（移転価格に関する調査を受けない場合にはチェックは不要です。）
(5)	移転価格に関する事前確認の申出を行っている場合に、その事実をトップマネジメントが認識していますか。（事前確認の申出を行っていない場合にはチェックは不要です。）

3 国外関連取引の実態・問題点の把握

(1)	税務担当部署は、関連法人に係る出資、被出資割合を適宜把握していますか。
(2)	社内の組織体制として、税務担当部署が関連法人の事業概況、財務状況、経営成績、今後の事業見通し等を適宜把握することができる体制になっていますか。
(3)	社内の組織体制として、税務担当部署が関連法人の納税申告の内容を適宜把握することができる体制になっていますか。
(4)	社内の組織体制として、税務担当部署が関連法人との取引（関連法人間の取引を含む。）及びその内容を適宜把握することができる体制になっていますか。
(5)	社内の組織体制として、税務担当部署が関連法人との取引（関連法人間の取引を含む。）に係る契約関係（契約書に明記されない取引条件を含む。）につき、適宜把握することができる体制になっていますか。
(6)	社内の組織体制として、自社グループ内における一連の取引において、税務担当部署が関連法人の果たす機能や関連取引において負担するリスク（例えば、在庫リスク、貸倒リスク等）に係る分析を適宜把握することができる体制になっていますか。
(7)	社内の組織体制として、税務担当部署が関連法人と取引を行っている製品、サービスが属する市場の状況（市場の経済規模、競合状況、製品サイクル、政府の政策等）を適宜把握することができる体制になっていますか。
(8)	社内の組織体制として、国外関連取引に係る損益について、税務担当部署が日本側及び外国側の双方の状況を適宜把握することができる体制になっていますか。

4 グローバルな移転価格ポリシーの策定

(1)	移転価格ポリシーを事業部・関連法人を含めた自社グループ全体で定めていますか。
(2)	移転価格ポリシーについて、事業や取引等の状況に応じて、適時見直しを行っていますか。（4(1)が「1」である場合にはチェックは不要です。）
(3)	移転価格ポリシーの策定や見直しを行った場合に、その内容や根拠等について、子会社に対する周知を適切に行っていますか。
(4)	自社グループ内の組織体制として、親会社の税務担当部署主導で、独立企業間価格算定手法の検討や取引価格と独立企業間価格との乖離（移転価格文書の検討・作成を含む。）の検討を行うことができる体制になっていますか。

5 移転価格算定手法を念頭に置いた取引価格設定

(1)	社内の組織体制として、税務担当部署主導で、取引価格の設定に移転価格算定手法を用いることとしているか又は取引価格が独立企業間価格となっているかについて事業部と検討を行う体制になっていますか。
(2)	税務担当部署は、関連法人との間で行われる各取引について、独立企業間価格の算定がどの手法を用いて行われるべきであるかの検討を行っていますか。（検討していない、又は検討できる方がいない場合は「1」をチェック。検討できる方がいる場合はどの程度検討しているかに応じてIVを参考にチェックしてください。）
(3)	税務担当部署は、一度選択した独立企業間価格の算定手法について、市場の変化や国外関連取引に係る損益の状況に応じ、適時見直しを行っていますか。（見直しをしていない、又は見直しできる方がいない場合は「1」をチェック。見直しをしている、又は見直しできる方がいる場合はどの程度行っているかに応じてIVを参考にチェックしてください。）

6 海外の関連法人における移転価格対応（親会社のガバナンス）

(1)	自社グループ内の組織体制として、親会社に対して関連法人が日々の税務に係る報告、相談等を適宜行うことができる体制になっていますか。
(2)	関連法人の税務担当部署に移転価格のおおよその仕組みを理解しているスタッフがいますか。（理解している方がいない場合は「1」をチェック。理解している方がいる場合はどの程度理解しているかに応じてIVを参考にチェックしてください。）
(3)	親会社の税務担当部署は、関連法人が所在する国の税務当局に対する移転価格に関する文書化対応について関与していますか。（関与している方がいない場合は「1」をチェック。関与している方がいる場合はどの程度関与しているかに応じてIVを参考にチェックしてください。）
(4)	親会社の税務担当部署は、関連法人が作成した移転価格文書が、移転価格ポリシーや自ら作成した移転価格文書等に合致したものであるか検討を行っていますか。
(5)	親会社の税務担当部署は、関連法人が所在する国の税務当局が行う（又は行った）関連法人に対する移転価格調査の内容に関して把握していますか。（把握している方がいない場合は「1」をチェック。把握している方がいる場合はどの程度把握しているかに応じてIVを参考にチェックしてください。）

7 税務当局とのコミュニケーション

(1)	<p>税務担当部署は、日本当局における移転価格税制等に関する相談窓口（以下のとおり）を知っていましたか。（知っていた方がいない場合は「1」をチェック。知っていた方がいる場合はどの程度知っていたかに応じてIVを参考にチェックしてください。）</p> <p>①法人から、その法人名を明らかにした上で、その法人に係る税務上の具体的な取扱いの照会等があった場合には、原則としてその法人を所掌する調査担当部門</p> <p>②事前相談及び事前確認の申出については以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国税局、大阪国税局：調査第一部事前確認審査課 ・名古屋国税局：調査部国際調査管理課 ・関東信越国税局：調査査察部国際調査課 ・札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡、熊本の各国税局：調査査察部調査管理課 ・沖縄国税事務所：調査課
(2)	税務担当部署は、関連法人が所在する国における移転価格税制に係る執行状況（調査方針、調査体制、調査の傾向等）につき、積極的に情報収集を行っていますか。（情報収集している方がいない場合は「1」をチェック。情報収集している方がいる場合はどの程度行っているかに応じてIVを参考にチェックしてください。）
(3)	税務担当部署は、関連法人が所在する国の税務当局の移転価格に関する相談窓口を知っていますか。（知っている方がいない場合は「1」をチェック。知っている方がいる場合はどの程度行っているかに応じてIVを参考にチェックしてください。）
(4)	関連法人の組織体制として、関連法人は、必要に応じて現地の税務当局とコミュニケーションを取る体制を整えていますか。

VI 「御意見等」は、移転価格税制に関する全般的な御意見やチェックシートの記載に当たって補足することがある場合など、適宜ご利用ください。なお、この欄への記載に代えて適宜の様式により提出していただいても差し支えありません。